

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

工事名: 安威川ダム CCTVカメラ設備増設工事

本工事は、CCTV設備の増設を実施するものです。この増設により、取水塔の貯水位を示す量水標を
主な監視対象とするものです。

受注者の要件として、自社で安威川ダム専用に CCTV 設備を製作したこと、CCTV 設備の撮像及び通
信方式などの装置内部の仕組みを熟知していること、並びに、非開示情報を含むノウハウが必要となり
ます。また、仮に、他のものが実施した場合、CCTV 設備の不具合発生時に責任の所在を明確にするこ
とができません。さらに、契約不適合責任及び保守点検に支障をきたします。

これらの理由により、安威川ダム電気設備工事(2018-10-43)を受注したものを予定受注者とするもの
です。

以上のことから、三菱電機株式会社関西支社を除き目的の工事を実施するものがないため、地方
自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき同社と随意契約を締結するものです。

また、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積書を省略します。